平成２３年（フ）第１９５１号
福岡市中央区六本松４丁目９番39号
債務者　長島　一美（旧姓木山）
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７１号
福岡県うきは市浮羽町妹川4339番地
債務者　堀江　公平
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第２７２号
福岡県うきは市浮羽町妹川4339番地
債務者　堀江千代香
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第９８号
鹿児島県薩摩川内市中郷町6204番地５、前住所鹿児島県薩摩川内市中郷町2490番地４
債務者　兒浦　壽久
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第９９号
鹿児島県薩摩川内市中郷町6204番地５、前住所鹿児島県薩摩川内市中郷町2490番地４
債務者　兒浦　惠知
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第８３５号
仙台市宮城野区安養寺２丁目７番25号　コーポたくみ101
債務者　工藤　祐子（旧姓町田）
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８６４号
仙台市宮城野区榴ケ岡10番地の３　保原方
債務者　荒川　博文
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８８４号
宮城県塩竈市尾島町14番１―202号　エクレール尾島町
債務者　鑓水　壽博
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８８５号
宮城県塩竈市尾島町14番１―202号　エクレール尾島町
債務者　鑓水　範子
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８８９号
仙台市宮城野区幸町３丁目７番４―308号
債務者　菊池　隆司
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８９０号
仙台市宮城野区幸町３丁目７番４―308号
債務者　菊池　博子
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５０３号
神奈川県秦野市菖蒲973番地の13
債務者　小久保美好
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５０４号
神奈川県秦野市菖蒲973番地の13
債務者　小久保スミ子
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５０５号
神奈川県秦野市菖蒲973番地の13
債務者　小久保好一郎
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５１３号
神奈川県秦野市松原町２番24号
債務者　栗原　新治
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５１４号
神奈川県秦野市松原町２番24号
債務者　栗原　正子
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１０２号
新潟県新発田市東姫田261番地
債務者　本間　ミヨ
1　決定年月日時　平成23年９月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
新潟地方裁判所新発田支部